

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（令和7年4月1日以降）

1. 当初計画の認定申請【法第5条第1項から第7項の申請】

申請区分		認定申請手数料		
		住宅性能 評価機関の 事前審査なし	住宅性能評価機関の事前審査あり	
			確認書の添付あり	住宅性能評価書 ^{注2} の添付あり
新築しようとする場合	一戸建ての住宅 ^{注1}	45,000 円	12,000 円	12,000 円
	共同住宅等 300 m ² 以内	104,000 円	22,000 円	22,000 円
既存住宅に増改築しようとする 場合	一戸建ての住宅 ^{注1}	67,000 円	18,000 円	
	共同住宅等 300 m ² 以内	157,000 円	33,000 円	
建築行為を伴わない既存住宅の 維持保全をしようとする場合	一戸建ての住宅 ^{注1}	67,000 円	18,000 円	18,000 円
	共同住宅等 300 m ² 以内	157,000 円	33,000 円	33,000 円

注1） 住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない専用住宅に限る。併用住宅は共同住宅等の手数料を適用する。

注2） 長期使用構造等である旨の記載があるものに限る。

2. 変更計画の認定申請【法第8条第1項（譲受人の決定を除く）】

住宅の区分	認定申請手数料		
	住宅性能 評価機関の 事前審査なし	住宅性能評価機関の事前審査あり	
		確認書の添付あり	住宅性能評価書 ^{注2} の 添付あり
一戸建ての住宅 ^{注1} (新築しよう とする際に認定を受けたもの)	23,000 円	6,000 円	6,000 円
一戸建ての住宅 ^{注1} (増改築しよ うとする際に認定を受けたもの)	34,000 円	9,000 円	
一戸建ての住宅 ^{注1} (建築行為を 伴わず認定を受けたもの)	34,000 円	9,000 円	9,000 円
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の1/2と増加する部分の床面積の合計に ついて1.の区分に応じた額		

注1） 住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない専用住宅に限る。併用住宅は共同住宅等の手数料を適用する。

注2） 長期使用構造等である旨の記載があるものに限る。

※ 共同住宅等の手数料について

法第5条第1項に規定する区分所有住宅以外の共同住宅等の認定申請は住戸単位での申請になりますので、1. 又
は2. による額を申請戸数で除して得た額を一戸あたりの申請手数料とします。(100 円未満は切り捨て)

3. 建築確認の申し出をする場合【法第6条第2項の申し出】

(1) 「1. の当初計画の認定申請」の手数料又は「2. の当初計画の認定申請」の手数料に、建築基準法の建築確認申
請手数料を加えた額とする。

(2) 認定申請住宅が構造計算適合性判定を要する場合は、建築基準法の判定手数料の額と(1)の額を合計した額とする。

4. 変更計画の認定申請【法第9条第1項、3項（譲受人を決定した場合）】

1 申請あたり（1 戸当たり）手数料 3,000 円

5. 地位承継の承認申請【法第10条】

1 申請あたり（1 戸当たり）手数料 3,000 円